

~~設計書~~
仕様書

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 委 託 名 | 令和7年度航空写真撮影等業務委託 |
| 2. 委 託 場 所 | 川越市内全域 |
| 3. 委 託 費 金 | 円（積算原価）円 |

委 託 の 大 要	地方税法第408条の実地調査を補完するために、賦課期日(1月1日)現在の航空写真撮影を行う。その航空写真を活用して課税客体(土地及び家屋)の現況を正確かつ効率的に把握するためにデジタル(精密)オルソ画像データを作成し、家屋については経年異動判読を行う。 数値写真撮影 109.13km² デジタル(精密)オルソ作成 109.13km² 家屋経年異動判読 109.13km²
------------------	---

委託費内訳表							
費 目	工 種	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	
直接費	撮影費						
		撮影計画	109.13	km ²			
		総運航	6.46	時間			
		撮影	4.67	時間			
		滞留	3	日			
		GNSS/IMU計算	690	枚			
		数値写真作成	690	枚			
		同時調整	109.13	km ²			
		検証点測量	9	点			
	オルソ画像作成						
		ステレオ処理	670	モデル			
		数値表層モデルデータ作成	670	モデル			
		デジタル(精密)オルソ画像作成	670	モデル			
	経年異動判読						
		家屋経年異動判読	1	式			
		家屋異動データ作成	1	式			
		家屋異動リスト作成	1	式			
	打合せ協議						
		打合せ協議	1	式			
直接費計							
諸経費			1	式			
成果検定費			690	枚			
小 計							
消費税							
合 計							

令和7年度航空写真撮影等業務委託 仕様書

川越市財政部資産税課

第1章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が業務委託する航空写真撮影等業務（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(目的)

第2条 本業務は、航空写真を活用して川越市における固定資産税の課税客体（土地及び家屋）の現況を正確かつ効率的に把握し公平適正な課税を行うために、航空写真の撮影、デジタル（精密）オルソ画像の作成、固定資産情報管理システム（GIS）に搭載する航空写真データの作成及び人工知能を用いた家屋の経年異動判読を行うことを目的とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月16日までとする。

(支払方法)

第4条 支払方法は完了払いとする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 不動産登記法
- (3) 固定資産評価基準
- (4) 測量法
- (5) 公共測量作業規程の準則
- (6) 川越市公共測量作業規程
- (7) 川越市税条例
- (8) 川越市固定資産（土地）評価事務取扱要領

- (9) 国土地理院「デジタルオルソ作成の公共測量作業マニュアル」
- (10) 航空法
- (11) 川越市情報セキュリティポリシー
- (12) その他の関係法令、諸規定、通達等

(使用する座標系等)

第6条 本業務の成果品で使用する座標系等は次のとおりとする。

- (1) 準拠する測地系は、世界測地系（J G D 2 0 1 1）とする。
- (2) 水平位置の座標系は、平面直角座標第Ⅸ 系とする。
- (3) 垂直位置の座標系は、東京湾平均海面の標高を基準とする。
- (4) データに付与する日付は、西暦で記述する。

(提出書類)

第7条 受注者は、本業務の着手にあたり次の書面を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 資格及び登録を証明する書類の写し
- (4) 委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト
- (5) その他発注者の指示する書類

(作業の打ち合わせ等)

第8条 本業務を円滑に推進するため、受注者は作業着手前及び業務過程における打ち合わせを綿密に行うとともに、定期的な業務の進捗を発注者に報告し、各作業工程完了にあたっては、報告及び検査を受けるものとする。

2 受注者は打ち合わせ協議を行った都度、速やかに記録簿を作成し、発注者の確認を受け、各1部ずつ保管するものとする。

(業務実施体制)

第9条 適切に業務を遂行するため、受注者は、地理空間情報専門技術者 GIS 1 級の資格を有する者を照査技術者として配置できる者であるものとする。

(関係機関との折衝等)

第10条 受注者は本業務を遂行するにあたり、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合、あるいは折衝を受けた場合には、速やかに発注者に申し出て、発注者と協議の上、折衝、調整するものとする。

2 受注者は固定資産情報管理システム（GIS）との調整において、必要に応じて、当該システムの保守管理を行う業者と折衝、打ち合わせ等を行うものとする。

(公共測量実施計画書の提出)

第11条 受注者は、航空写真撮影について、測量法第36条の規定に基づき公共測量実施計画書を作成し、発注者の承認を得た上で国土地理院に提出するものとする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、本業務遂行中に生じた受注者に起因する諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容の状況を報告し、発注者の指示に従うものとする。また、賠償等に必要負担は受注者が負うものとする。

(検査)

第13条 受注者は、本業務工程ごと及び業務完了後に、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書の要求等を満たさない場合には受注者の負担にて速やかに修正を行うものとする。

2 受注者は、発注者の指摘した事項の修正後に発注者による、再検査を受けるものとし、その合格をもって業務の完了とする。

3 完了検査は、固定資産情報管理システム（GIS）で正常に稼働することが確認された後、合格とする。なお、データ格納作業は本業務の対象外とする。また、データに関しては、事前に社内検査を行うこととする。検査項目は、セキュリティ検査及び地理空間情報専門技術者GIS1級の資格を有する者によるデータ品質の検査とする。

4 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務実施報告書を提出しなければならない。

(納入期限及び場所)

第14条 納入期限及び場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、天候等のやむを得ない事情により業務に遅れが生じた場合には、発注者の承認により納入期限を延長することができる。

(1) 第58条にいう1次成果品の納入期限は、令和8年1月19日とする。

- (2) 第59条にいう2次成果品の納入期限は、令和8年2月16日とする。
- (3) 第60条にいう最終成果品の納入期限は、令和8年3月16日とする。
- (4) 納入場所は、川越市財政部資産税課とする。

(貸与資料)

- 第15条 本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、預り証と引き換えに受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステムに基づいた貸与された資料の管理を行い、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意するものとする。また、本業務完了後は速やかに返却するものとする。
- 3 貸与資料の使用にあたっては、目的を本業務に関することに限定し、他の目的のために使用してはならない。

(秘密保持)

- 第16条 受注者は、本業務履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

- 第17条 受注者は、本業務を遂行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- 2 受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定(JISQ15001)又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を受けているものであること。

(契約不適合)

- 第18条 発注者は、納品された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 発注者は、納品された成果品に関し、納品された日から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求等を行うことができない。

(疑義)

- 第19条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(成果品の帰属等)

第20条 本業務の成果品及び成果品を作成するうえで作業工程中に作成した図面、資料、データ等は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく成果品を使用、複写の作成もしくは第三者に公表、貸与、譲渡してはならない。

(業務カルテの登録)

第21条 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

2 （財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

3 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(再委託)

第22条 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

第2章 業務概要

(概要)

第23条 本業務の概要は、次に掲げるとおりとする。

(1) 業務区域 川越市全域 109.13 km²

(2) 業務内容

ア 航空写真撮影	1式
イ 全画素DSM及び精密オルソ作成	1式
ウ 経年異動判読	1式
エ 経年異動判読結果と課税マスタとの照合	1式

第3章 航空写真撮影

(概要)

第24条 航空写真撮影とは、固定資産税の課税客体（土地及び家屋）の把握並びに全画素DSM及び精密オルソ作成を目的とする写真画像撮影を行うことをいう。

(作業項目)

第25条 航空写真撮影の作業項目は、次のとおりとする。

- (1) 撮影計画
- (2) 撮影
- (3) 標定図の作成
- (4) GNSS／IMU計算
- (5) 数値写真作成
- (6) 同時調整
- (7) 検証点測量
- (8) 撮影年月日一覧図の作成
- (9) 航空写真データ処理

(撮影計画)

第26条 受注者は、撮影前に撮影計画（使用機材、撮影コース、撮影枚数等を含む）を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

- 2 受注者は、航空法に抵触することのないよう、関係機関と密に連絡を取り、計画策定にあたるものとする。

(撮影)

第27条 撮影実施にあたっては、計画図に基づき、国土地理院の助言のもとに地図情報レベル1000の図化精度を保証した撮影を実施するものとする。

- 2 地上解像度は、0.12m以内とする。
- 3 撮影方向は、東西とする。
- 4 撮影コースは、直線かつ等高度とし、水平面に対する傾斜角は5度以内とする。
- 5 同一コース内の隣接空中写真間の重複度は80%、隣接するコース間の重複度は60%を標準とし、市中心部についてはコース間重複度を80%とする。
- 6 作業区域内を完全にカバーするため、南北の両端の区域外にそれぞれ1コースずつ設定するとともに、各コースの始めと終わりの区域外を1モデル以上撮影する。

(航空機及び機材)

第28条 航空機及び機材は、川越市公共測量作業規程に定める所要の性能と同等以上の性能を有するものとする。

2 受注者は、使用する機材等について、事前に発注者に届け出、発注者の承認を得るものとする。

3 撮影にあたっては、精度確認実施済である、GNSS/IMU（自動空中写真測量用装置）を搭載した直接定位装置（航空機カメラと連動して各写真の撮影GNSS時刻と飛行中のGNSS及びIMUデータを記録する装置）を使用するものとする。

(撮影期日)

第29条 撮影日は、令和8年1月1日を基準日とし、太陽高度が適切な午前10時から午後2時の間で、晴天かつ大気の状態が安定した時を選んで実施するものとする。

2 撮影日は、天候不良等やむを得ない場合は、発注者の承認を得て、基準日前後の直近の日に速やかに撮影を実施するものとする。

(作業実施の報告及び撮影記録等の提出)

第30条 受注者は、撮影後速やかに撮影状況を発注者に報告するものとする。

2 受注者は、撮影後14日以内に撮影記録及び撮影コース別精度管理表を作成し、発注者に提出するものとする。

(再撮影)

第31条 撮影終了後の点検結果により、次の不備が発見された場合については、原則として当該撮影コースの全部について速やかに再撮影を行うものとする。

(1) 写真画面の現況確認が雲及び光量不足等により、著しく不明瞭な場合

(2) 写真画像に著しい光輝部分又は陰影部分がある場合

(3) 写真の撮影縮尺及び撮影範囲が計画と著しく異なる場合

(4) 実体の空白部がある場合

2 受注者は、再撮影が令和8年1月8日以降になった場合、発注者の求めにより、当初に撮影した航空写真データ等を提出するものとする。

(標定図作成)

第32条 撮影が完了した場合には、その結果に基づき縮尺1/25,000の地形図に写真中心点、図郭割、図郭座標値、撮影コース及び写真番号等を記入した撮影標定図を作成するものとする。

(GNSS／IMU計算)

第33条 GNSS／IMU計算は、航空機に搭載したGNSS／IMU（慣性計測装置）データ、写真撮影時刻データ及び地上参照局で取得したGNSSデータを用いて撮影した瞬間のカメラの位置と傾き（外部標定要素）を求めるものとする。また、直接定位計算により算出された撮影時の位置及び姿勢データを所定のファイル形式に取りまとめるものとする。

(数値写真作成)

第34条 数値写真作成は、撮影した写真画像をデジタル空中写真画像処理装置で合成し、作成するものとする。

(同時調整)

第35条 同時調整は、GNSS／IMU計算で得られた撮影時における時刻、位置及び姿勢情報をもとに、デジタル画像上で画像マッチングにより自動でタイポイントを生成し、位置情報及び姿勢情報と検証点とを同時調整する作業を行うものとする。

(検証点測量)

第36条 検証点は、原則として各ブロックの四隅に写真上で明確に判読できる点を配置するものとし、現地にてGNSS又はトータルステーションにて4級基準点測量以上の精度基準に準じて設置するものとする。選点が困難な場合には撮影前に対空標識を設置するものとする。

2 検証点は、原則として発注者より貸与を受ける座標データを使用することとするが、現況の変化に伴い既存の座標データが使用できない場合、作業上必要と認められる場合は、別途設置するものとする。

(撮影年月日一覧図の作成)

第37条 受注者は、各区の写真図番号ごとの撮影年月日及び撮影カウンター番号が記載された撮影年月日一覧図を作成するものとする。

(デジタル撮影による航空写真データの基準)

第38条 デジタル撮影により取得する航空写真データは次の基準を満たすものとする。

- (1) 撮影の際の水平解像度は地表面で0.12m以内であること
- (2) 航空写真データの地上解像度は0.12m以内であること

- (3) 航空写真データの色階調は、RGB24bit フルカラー（各色 8bit）であること
- 2 データ調整の際は、次の点に留意する。
 - (1) 白とびや黒つぶれなどにより色階調が失われることのないよう、コントラストや明暗の調整を行うこと
 - (2) 図郭間及びコース間で色合いのバラつきを生じないよう、色調整を行うこと
 - (3) コントラスト調整、明暗調整及び色調整においては、過度な調整は避けること

（航空写真データ処理）

第 39 条 前条により取得した航空写真データは、後続作業である全画素 D S M 及び精密オルソ作成に必要な外部標定要素（第 33 条）との結合処理を行う。

- 2 航空写真撮影時に使用した、航空カメラの特性を表すカメラデータ（カメラキャリブレーション）を PDF 形式にて発注者へ提出するものとする。

第 4 章 全画素 D S M 及び精密オルソ作成

（概要）

第 40 条 全画素 D S M 及び精密オルソ作成とは、撮影された航空写真データを全画素ステレオ処理し、家屋及び道路等の人工構造物や植生等の土地被覆を含めた地上表層面の標高を取得して、全画素 D S M を作成し、これを用いて精密オルソ画像データの作成を行うものである。航空写真データより全画素 D S M 及び精密オルソ画像を自動生成可能なシステムを用いて、これらの作業を行うものとする。

（作業項目）

第 41 条 全画素 D S M 及び精密オルソ作成の作業項目は、次のとおりとする。

- (1) 全画素 D S M の作成
- (2) 精密オルソ作成

（全画素ステレオ処理の定義）

第 42 条 本仕様書における全画素ステレオ処理とは、システムを用いた画像マッチング方式により、航空写真の全画素点で標高、位置の取得を行い、全画素 D S M 及び精密オルソデータを作成することをいう。

（全画素 D S M の定義）

第 43 条 本仕様書における全画素 D S M とは、地上表層の標高値を、航空写真の全画素点について算出したデータをいう。

(全画素D S Mの作成)

第44条 全画素D S Mの作成は、カラーデジタル写真画像のブロック調整後、全画素ステレオマッチングにより自動標高抽出を行い、撮影解像度に等しい精度の数値表層モデルを作成するものとする。

(全画素D S Mの基準)

第45条 全画素D S Mは、次の基準を満たすこととする。

- (1) 水平解像度は、**0.12m** 以内であること。
- (2) 全画素ステレオ処理により生成するものとし、**0.12m** を超えるデータ処理結果を内挿補間するなど、データ加工により作成しないこと。

(精密オルソの定義)

第46条 本仕様書における精密オルソとは、撮影されたカラーデジタル写真画像における家屋の屋根面の水平位置の傾きについて、全画素D S Mを用いて真位置に補正した画像データをいう。

(精密オルソ作成)

第47条 精密オルソ作成は、ブロック調整後の外部標定要素を用いて標定したカラーデジタル写真画像を、全画素D S Mをもとに正射変換し、撮影解像度に等しい精度の精密オルソ画像を作成するものとする。また、接合する画像において色調等の調整を行うものとする。なお、精密オルソ画像データは、これを簡易に表示できる閲覧用ビューワとともに納めるものとする。

(データファイル)

第48条 全画素D S Mは、図郭を単位としてテキストファイル形式により格納するものとする。また、**8bit** のグレースケール画像に変換し、**TIFF** 形式又は **JPEG** 形式で保存したファイルを付すこととする。なお、品質等の確認のため、受注者はグレースケール画像作成後、見本品（1図郭）を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- 2 精密オルソ画像データは「**6400** ピクセル×**4800** ピクセル」（色調の異なる2種）で切り出しを行うものとする。切り出した画像については、位置情報ファイル（ワールドファイル形式）を作成し、画像ファイルと合わせて **DVD** に収納するものとする。作成する画像ファイルの形式は、圧縮なしの **TIFF** 形式及び固定資産情報管理システム（**G I S**）に搭載するための **JPEG** 形式とする。**JPEG** 形式の圧縮率については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

- 3 精密オルソ画像については、全体的なコントラストを調整したものを5パターン作成して発注者に提示するものとし、発注者・受注者の両者確認の上、最終的な精密オルソ画像を作成するものとする。

第5章 経年異動判読

(概要)

第49条 経年異動判読は、全画素ステレオ処理により作成された二時期の全画素DSM及び精密オルソ画像を用いて、高さ及び色の差分による建物の経年変化を自動抽出し、課税評価に反映させるための基礎資料を作成する作業をいう。なお、二時期の全画素DSM及び精密オルソ画像とは、受注者が作成する令和7年1月1日基準日撮影のもの及び令和8年1月1日基準日撮影のものをいう。

(作業項目)

第50条 経年移動判読の作業項目は、次のとおりとする。

- (1) 経年異動判読
- (2) 家屋経年異動表示データ作成
- (3) 異動家屋リスト作成

(経年異動判読)

第51条 経年異動判読は、次に掲げる点に留意し、作業を実施するものとする。

- (1) 全画素の標高値及び色成分データの差分を抽出する。
- (2) 高さについては概ね2.5m程度、形状については1.0m×2.0m程度、高さの増減がなく色成分のみの異動の場合の形状については3.0m×3.0m程度の異動基準として抽出する。
- (3) 上記の基準に関わらず、発注者が必要とする場合は、別途協議により変更することができるものとする。
- (4) 経年異動判読作業は、1次判読作業と2次判読作業を行うものとする。
 - ア 1次判読作業とは、人工知能システムにより異動箇所を自動抽出する作業及び、作業に精通する技術者が川越市全域の航空写真を目視し異動箇所を抽出する作業をいう。
 - イ 2次判読作業とは、前項の1次判読作業で抽出した結果が妥当であるかを、作業に精通する技術者が判定する作業をいう。
- (5) 人工知能システム判読の成果として、人工知能システムの処理ログを納品するものとする。

(6) 色成分の差分抽出は、RGB カラーによる差分分析を行うものとする。

(家屋経年異動表示データ作成)

第52条 家屋経年異動判読成果に基づき、その異動種別により指定の着色表示を行い、精密オルソ画像データと重ねあわせて表示できる家屋経年異動表示データを作成する。家屋経年異動表示データは Shapefile 形式で作成するものとする。また、図郭単位で PDF データも作成するものとする。なお、家屋経年異動表示データの作成にあたっては、別紙1を参照するものとする。

(異動家屋リスト作成)

第53条 家屋経年異動判読によって抽出した異動家屋情報は、次に掲げる項目に従い異動家屋リスト (Excel ファイル形式) にまとめるものとする。

- (1) 図面番号
- (2) 大字名
- (3) 大字コード
- (4) 小字名
- (5) 小字コード
- (6) 地番
- (7) 異動区分 (新築、滅失、増改築、屋根色変化、工事中、不明)
- (8) 異動写真時点
- (9) 各種リスト照合結果
- (10) 備考欄
- (11) 調査結果記入欄
- (12) 確認欄
- (13) 物件番号

第6章 経年異動判読結果と課税マスタとの照合

(概要)

第54条 家屋経年異動判読結果に基づき異動のあった家屋の該当地番を取得し、課税マスタ及び新增築・滅失家屋リストとの照合を行う作業をいう。

(作業項目)

第55条 経年異動判読結果と課税マスタとの照合の作業項目は、次のとおりとする。

- (1) 課税マスタ及び新增築、滅失家屋リストとの照合

(2) 家屋経年異動表示データ作成及び異動家屋リストの更新

(課税マスタ及び新增築、滅失家屋リストとの照合)

第56条 家屋異動判読結果と課税マスタおよび新增築・滅失家屋リストとの照合を行い、照合結果・物件番号を家屋経年異動表示データに付加する。

(家屋経年異動表示データ作成及び異動家屋リストの更新)

第57条 前条にて付加した照合結果情報より、新增築・滅失家屋リストと一致した家屋を除外し家屋経年異動表示データ及び異動家屋リストを更新する。

第7章 成果品

(1次成果品)

第58条 本業務による1次成果品は、次に掲げるとおりとする。なお、データ類はHDD等に記録し、納品するものとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 全画素DSM | |
| (テキストファイル形式及びTIFF形式又はJPEG形式) | 1式 |
| (2) 精密オルソデータ (オクリュージョン領域補正前) | |
| (TIFF形式及びJPEG形式) (HDD) | 1式 |
| (3) 固定資産情報管理システム (GIS) 搭載用精密オルソデータ | |
| (オクリュージョン領域補正前) | |
| (索引図・JPEG形式) (DVD) (正・副) | 1式 |
| (4) 人工知能による1次判読結果データ | 1式 |

(2次成果品)

第59条 本業務による2次成果品は、滅失に係る2次判読結果データ及び課税マスタ等との照合結果データ1式とする。

(最終成果品)

第60条 本業務による最終成果品は、次に掲げるとおりとする。なお、データ類はHDD等に記録し、納品するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 航空写真画像データ | |
| (TIFF形式・RAWデータ及びカメラ情報データ (DAT形式)) | 1式 |
| (2) 撮影記録簿 (紙及びHDD) | 1式 |
| (3) 撮影標定図 (紙及びHDD) | 1式 |

- | | |
|--|-----|
| (4) 撮影精度管理表（紙及び HDD） | 1 式 |
| (5) 直接定位計算成果データ | 1 式 |
| (6) 全画素 D S M
（テキストファイル形式及び TIFF 形式又は JPEG 形式） | 1 式 |
| (7) 精密オルソデータ
（TIFF 形式及び JPEG 形式）（HDD） | 1 式 |
| (8) 家屋経年異動表示データ | 1 式 |
| (9) 異動家屋リスト | 1 式 |
| (10) 各種メタデータ | 1 式 |
| (11) 経年異動判読結果と課税マスタとの照合結果 | |
| ア 不一致リスト | 1 式 |
| イ 不一致抽出図形データ | 1 式 |
| ウ 標高差分データ | 1 式 |
| エ 家屋分類結果データ | 1 式 |
| オ その他必要とする資料 | 1 式 |
| (12) 閲覧用ビューワ | 1 式 |
| (13) 人工知能（A I）処理ログ | 1 式 |
| (14) 固定資産情報管理システム（G I S）搭載用精密オルソデータ
（索引図・JPEG 形式）（DVD）（正・副） | 1 式 |
| (15) 評定点配点図及び明細簿 | 1 式 |
| (16) 同時調整計算結果 | 1 式 |
| (17) その他必要とする資料 | 1 式 |
- 2 本業務の撮影成果については、完成後速やかに検定機関による成果検定を行うものとする。
- 3 納入する成果品の各種データは、事前にウイルスチェックをするものし、ウイルスチェックを実施した報告書を発注者に提出するものとする。

（成果品の品質）

第 6 1 条 成果品のうち、航空写真画像に関する次に掲げるもの等が、十分な品質を有していないと判断された場合、直ちに再撮影を行うものとする。

- (1) 直接定位計算時の衛星個数、計算時の精度
- (2) 画像画質（解像度、色調の統一、諧調、暗影部、鮮明度、像のむら、局所の歪み）
- (3) 接合（重複度）

家屋経年異動表示データの作成について

- 1 家屋経年異動データは、精密オルソ画像上、または精密オルソ画像等に重ねて表示できるレイヤなどの画像データ上に異動表示記号を入力して作成し、第47条の閲覧用ビューワで表示可能なものとする。
- 2 異動表示記号は、以下のとおりとする。

表示 記号	異動原因	色	判 定 内 容	
			令和6年度撮影	令和7年度撮影
○	新築	赤	家屋が存在しない	家屋が存在するもので、屋根、壁があり完成しているもの
×	全部滅失	青	家屋が存在する	同一場所に家屋が存在しないもの
△	増改築 (一部滅失を含む)	緑	家屋が存在する	同一場所に従前と類似した形状の家屋があり、その一部に増加又は滅失等の変化が認められるもの（従前に平家建であったものが2階建以上になっているものも含む。）
□	屋根色変更	緑	家屋が存在する	同一場所に従前と同様の家屋があるが、屋根の色が変化しているもの
工	工事中	黒	家屋が存在しない、又は工事中	上記以外の工事中のもの
未	不明	黒	家屋が存在する、又は存在しない	構造物や木の影に隠れており、異動内容が確認できないもの

別記「個人情報取扱特記事項」

(基本事項)

- 1 この契約により、川越市（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 2 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の明確化)

- 3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

- 4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項について、監督及び教育を行わなければならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

- 5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

- 6 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管、搬送その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他のあらかじめ特定した場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の条件)

- 9 受注者は、個人情報の取扱いを伴う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。この場合において、受注者は、再委託の相手方にこの個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に規定する義務と同様の義務を遵守させるとともに、発注者に対し、再委託の相手方による当該義務の履行について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は処分)

- 10 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人

情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（報告及び実地調査）

- 11 発注者は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、受注者に報告させ、又は実地に調査をすることができる。

（事故発生時の報告義務）

- 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（その他）

- 13 受注者は、前各項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト

受注業者名：
(担当責任者職・氏名)

受注業務の名称：

点検日(年月日)：

個人情報保護に関する第三者認証(プライバシーマーク、ISMS等)の取得の有無 ☐ 有 ☐ 無

(有の場合) 認証規格名： 取得時期：

認証規格名： 取得時期：

項番	項 目	個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
1	基本事項	受注者は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。	1 <u>個人情報保護の考え方や安全管理に係る基本方針(プライバシーポリシーなど)及び個人情報の取扱いに関する社内規程(取得、入力などの取扱段階ごとのルールなど)を整備していますか</u>
2	秘密の保持	受注者は、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	2 <u>従事者に対し、直接又は間接的に知り得た業務に係る個人情報を第三者に漏らしてはならないこと及び契約終了後又は解除後も同様に漏らしてはならないことを指導していますか</u>
3	従事者の明確化	受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。	3 <u>個人情報の取扱いに関する責任者等を明確にした上で、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷いていますか</u>
4	従事者への監督及び教育	受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項について、監督及び教育を行わなければならない。	4 <u>個人情報を取り扱うことを許可された従事者以外の者が当該個人情報に触れることができないようにしていますか</u>
5	委託目的以外の使用等の禁止	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。	5 <u>個人情報の保護に関し、従事者に必要な教育(研修)等を実施していますか</u>
6	安全管理措置	受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管、運搬その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	6 <u>従事者に対し、この契約による業務に係る個人情報を、当該業務の目的以外に使用してはならないことを指導していますか</u>
			7 <u>個人情報を取り扱う際に、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の事故を防止するため必要かつ適切な対策を講じていますか</u>

項番	項 目	個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
7	持ち出しの禁止	受注者は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他のあらかじめ特定した場所から個人情報を持ち出してはならない。	8 <u>従事者に対し、この契約による業務に係る指定場所以外の場所へ個人情報を持ち出してはならないことを指導していますか。また、そのための対策を講じていますか。</u> 個人情報を持ち出してはならないことを指導していますか。 ☐ はい ☐ いいえ 対策を講じていますか。 ☐ はい ☐ いいえ (はいにチェックした場合) ●どのような対策を講じていますか (対策の例) ・従事者以外の入室制限 ・情報媒体の使用記録簿等の作成 ・モバイル端末、可搬記録媒体等の持ち込みの制限 など
8	複写及び複製の禁止	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。	9 <u>従事者に対し、この契約による業務に係る個人情報を、勝手に複写又は複製してはならないことを指導していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ
9	再委託の条件	受注者は、個人情報の取扱いを伴う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。この場合において、受注者は、再委託の相手方(以下「再委託相手方」という。)に規定する義務と同様の義務を遵守させるとともに、発注者に対し、再委託の相手方による当該義務の履行について責任を負うものとする。	10 <u>受注業務を第三者に再委託しようとする場合、市へ事前に通知し、再委託契約締結前(再委託先における業務開始前)に市の承諾を得る必要があることを認識していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ ☐ 再委託しない 11 <u>受注業務を第三者に再委託する場合、市において再委託先の個人情報の安全管理体制の整備状況を、確認する必要があるため、再委託先から本チェックリストの提出を受けた上で市に提出しなければならないことを認識していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ ☐ 再委託しない 12 <u>市の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合、再委託先の個人情報の取扱いについて個人情報取扱特記事項等により監督を行っていますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ ☐ 再委託しない
10	個人情報の返還又は処分	受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。	13 <u>従事者に対し、この契約による業務に係る個人情報を業務完了後返還等する必要があることを指導していますか。また、廃棄、消去等の処分をする際には、漏えい等のリスクが生じない確実な方法で処分を行っていますか。</u> 指導していますか。 ☐ はい ☐ いいえ 確実な方法で処分を行っていますか。 ☐ はい ☐ いいえ (はいにチェックした場合、具体的な処分方法)
11	事故発生時の報告義務	受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。	14 <u>個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事象が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときに対応する責任者を明確にしていますか。また、市への連絡体制を確立していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ (はいにチェックした場合は、以下も記載してください) 責任者氏名 責任者連絡先
12	その他	受注者は、前各項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	15 <u>個人情報保護法第66条に規定する行政機関等における保有個人情報に係る安全管理措置の義務が、委託を受けた者に対しても準用されることを認識していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ 16 <u>個人情報保護法第176条及び同法第180条に規定する罰則が、行政機関等から委託を受けた者に対しても準用されることを認識していますか。</u> ☐ はい ☐ いいえ

※記載する項目については、別に資料を添付しても構いません。